

「総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
洋上風力促進ワーキンググループ」  
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」  
合同会議（第32回）議事録

日時 令和7年6月3日（火）11：47～14：01

場所 オンライン

## 1. 開会

○事務局（古川室長）

私は、資源エネルギー庁風力政策室の古川でございます。皆さまお世話になっております。冒頭おわびになりますけれども、ちょっと機材の事業者関係のトラブルが起きて、機材関係のトラブルが起きておりまして冒頭15分開始が遅れまして大変申し訳ございませんでした。心よりおわびを申し上げます。ようやくライブ配信も含めて準備が整いましたので、今から会議を開催させていただきたいと思います。

それでは改めましてただ今より、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ第32回および交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会第37回の合同会議を開催いたします。

皆さま、本日はご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、オンライン会議の運営に当たりましてご出席いただいている委員の皆さまへ事務的に3点お願いがございます。

1点目です。委員の先生方におかれましては本委員会中ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。またご発言の時以外はマイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。

2点目です。発言をご希望の際はTeam会議の手挙げ機能で合図いただくようお願いします。

3点目です。通信のトラブルが生じた際にはまず事務局にメールを入れていただきますようお願いいたします。改善が見られない場合には事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局からご連絡をいたします。

その他、もし何かご不明点等ございましたら事前に事務局より連絡をしているメールアドレスまでお知らせください。

それでは初めに、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長の伊藤から一言ご

あいさつを申し上げます。伊藤部長、お願ひいたします。

○伊藤資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長

資源エネルギー庁の伊藤でございます。改めまして委員長はじめ、委員の皆さんにおかれましてはお集まりいただきまして感謝を申し上げたいと思います。またオンラインで多数ご参加の皆さんにおかれましてもご参加ありがとうございます。本日合同会議の開催に当たりまして、私から一言あいさつを申し上げたいと思います。

2月に第7次エネルギー基本計画を策定いたしました。その中で洋上風力発電につきましては投資が大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入費用の変動リスクに対応できる強靭（きょうじん）な事業組成を促進し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために必要な規律強化や環境整備を進める、そういう旨を閣議決定したところでございます。

今問われておりますのは世界的なインフレ、そしてコスト上昇という、いわば暴風雨を前に国民負担の抑制と事業者の事業性の確保、これをどう両立させるかという連立方程式をどう解くかという命題でありまして、政府をはじめ関係者が知恵を出し合って取り組む必要があると考えております。

本合同会議におきましても昨年の秋にご議論いただき、価格調整スキームの導入や保証金制度の見直し等の環境整備について取りまとめをいたしました。これらのうち一部の措置を過去ラウンドにも適用するため、前回の合同会議では第1ラウンド～第3ラウンドの公募占用指針改訂案をお示しし、それらにつきまして3月28日～4月27日にパブリックコメントも実施したところでございます。

その中でFIT制度からFIP制度への移行についてが論点となっております。皆さまご案内のように、2012年から施行されたFIT制度のいわば弊害あるいは課題を改善するためにFIP制度、Feed-in-Premium制度が2022年4月に導入されて以降、陸上風力などの再エネ電源で移行が順次進んでおりますけれども、この洋上風力については第1ラウンドのみに結果として特化をした論点となることから、他の洋上風力事業への影響や公募の公平性等の観点から多くのコメントを頂戴したところでございます。

資源エネルギー庁として洋上風力全体への影響に目配りする必要があることから、本日の合同会議におきましてはこのFIP制度への意向の論点の中心に、パブリックコメントで頂戴したご意見を全てお示しするとともに、業界団体や第1ラウンド～第3ラウンドの公募参加者のうちご希望される事業者の皆さんから直接ご意見をご紹介いただくことしたいと存じます。ぜひ忌憚（きたん）なくご意見をいただければと思います。

またなぜ今このタイミングか、単純に再公募してFIP移行すればよいのではという点のご指摘も頂いているところ、大変大事な論点であり関係者のご意見もよく伺いながら、結論ありき、タイミングありきではなく、丁寧に議論してまいりたいと考えております。

また併せて、このインフレ等の下で事業の確実性を高めていくため昨年秋の完遂パッケージに続きまして、さらなる環境整備の在り方についても検討していくことを考えて

おります。本日審議のキックオフをしたいと考えております。改めまして忌憚のないご意見をぜひ賜るようお願いを申し上げて、私からの冒頭のごあいさつに代えさせていただければと思います。本日はよろしくお願ひいたします。

○事務局（古川室長）

ありがとうございました。それではこれから議事進行につきましては、山内座長にお願いすることいたします。山内先生、お願ひいたします。

○山内座長

どうも、山内でございます。よろしくお願ひいたします。本日の合同会議の一般傍聴につきましてはインターネット中継ということで、これ大丈夫ですね、インターネット中継による視聴方法で行うことといたします。本日の会議では議題として「公募占用指針改訂案について」、それから「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための更なる事業環境整備について」、この2つを扱いたいと思っています。また1つ目の議題の中で業界団体、それから公募参加事業者にヒアリングを行いたいと思っております。ちょっと開始が遅れましたので全てこのメニューをこなせるのがぎりぎりになるかもしれません、それはそれでまた皆さんにご協力いただきたいと思います。それではまず初めに資料の確認ですね、これを事務局でお願いいたします。

○事務局（古川室長）

かしこまりました。インターネット中継でご覧の皆さまは経産省または国交省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。本日の配布資料につきましては、配布資料一覧にありますとおり、議事次第、委員名簿、資料1として事業者ヒアリング参加等一覧、資料2として公募占用指針改訂案について、資料3として洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための更なる事業環境整備について、資料4-1～資料4-16、こちらについては各事業者さまのプレゼンの資料、最後に参考資料1として海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（改訂案）に関する意見募集の結果、以上をご用意しております。

○山内座長

よろしいでしょうかね。ありがとうございました。それでは、公募占用指針改訂案に関する事業者ヒアリングに進みたいと思います。本日は一般社団法人日本風力発電協会、一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会、第1～第3ラウンド、失礼しました。その前に資料2、事務局からまずはその説明をいただかないといけないですね。申し訳ありませんでした。事務局から資料2の「公募占用指針改訂案について」、ご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## 2. 議題

### （1）公募占用指針改訂案について

## ○事務局（古川室長）

かしこまりました。それでは資料2の説明を申し上げます。まず右下の1ページ～10ページまで、こちらについては前回3月10日の審議会でお示しした公募占用指針改訂のポイントという資料になります。今回過去ラウンドの公募占用指針を改訂する主な目的としては、昨年秋に本審議会で取りまとめいただいた事業を完遂させるための政策パッケージ、つまり保証金制度の見直しや価格調整スキームの導入等を指針に反映させることあります。

なお指針は事業者選定時の公募だけではなくて選定後の計画変更のルールについても規定しており、昨年取りまとめた政策パッケージは過去ラウンドの事業についても選定事業者が選択すれば一部適用されるため、過去ラウンドの公募占用指針を改訂することは今回必要となりました。

スライドを見ていただくと1ページ目～6ページ目、こちらに関しては今申し上げた保証金、7ページ目以降については価格調整スキームに関する修正が書かれてございます。そして11ページ、こちらも前回の審議会でお示ししたものです。公募占用指針改訂案の中からFIP制度への移行の部分を抜粋したものになります。

政府としてはこのFIP制度への意向は電源種を問わず可能であると整理していましたが、昨年秋に取りまとめた政策パッケージを反映させるため、今回第1ラウンドの公募占用指針をFIP制度導入後初めて改訂する必要が生じましたので、この指針の改訂案にFIP制度への移行についても明確化をする次第でございます。そのためこのFIP制度への移行は価格調整スキームの導入などの新たな制度変更とは位置付けが異なりますので、先ほどの1ページ～10ページまでの改訂のポイント紙には載せなかつたわけですが、前回の審議会でもこの改訂案のご説明の中で特にピックアップをして説明させていただきました。

続きまして12ページ目です。3月28日～4月27日までに実施したパブリックコメントで頂いたご意見の概要になります。下の注釈でも記載をしたように意見の多寡ではなく内容に着目すべきところではありますが、かつとしても6～7割が一番上のFIT/FIPに関するもので、その多くが指針改訂案に反対する内容でございました。このFIT/FIPの具体的な内容を紹介する前に、FIP制度の概要等について説明を簡単に申し上げます。ページを飛んでいただいて20ページになります。

FIP制度は再エネ発電事業者に対して電力市場の需給状況に応じた電力供給を促すことで、常に固定価格での買い取りとなるFIT制度の弊害を克服するため諸外国の制度も踏まえ2022年4月に導入されました。FIT制度からFIP制度へ移行する場合でも国から発電事業者に支払われる支援額は同額になるように制度設計をされており、その意味で追加的な国民負担が生じるものではありません。

FIT制度では送配電事業者に電気を買い取ってもらいますが、FIP制度では通常の発電事業と同様に市場で売るか、自分でお客様を探して相対取引を行うことが必要とな

ります。そのためこれは事業者の創意工夫による側面となるわけですが、仮に営業努力によって高値で買い取ってくれるオフティカーを見つけることができれば、FIP制度は事業の採算性向上につながり得るものです。

一方で、電気の買い取り保証がなくなることに加えて発電計画の策定義務、予測誤差が発生した場合のインバランス負担なども新たに発生いたします。制度的にはFIT制度の特例措置の多くがなくなり、事業者の創意工夫を求めるというのがFIP制度になります。再エネ電源の自律に向けた移行段階という位置付けであります。政府としては電力市場への統合という公益性の観点から、将来的には全てのFIT電源のFIP移行が望ましい、全てのFIT電源というのは太陽光では約80GW、陸上風力で約15GWといった規模感になりますが、こうした考えを以前より審議会等でお示しをさせていただいているところでございます。次の21ページをご覧ください。

左上に記載した第1ラウンドの公募ですけれども、FIP制度が導入される以前の2020年11月～2021年5月にかけて第1ラウンドが実施されたため、FIT制度を前提とした提案を公募参加者に求めました。その後2022年4月にFIP制度が導入されたため、それ以降に実施された第2ラウンド第3ラウンドの公募についてはFIP制度を前提としています。またFIP制度導入以降、電源種を問わずFIT認定事業のFIP移行を可能としており、一番下の注釈にございますとおりFIT入札での落札案件に限っても太陽光、陸上風力での約150件のFIP移行が既に行われているところでございます。それでは13ページにお戻りください。

パブリックコメントで提出されたご意見のうち、FIP制度への移行に関する主な意見を原文で抜粋をさせていただいております。パブリックコメントで頂いた全意見は参考資料1としてお付けしております。なおパブリックコメントの中で13ページにございますけれども4月23日の意見交換会に言及したものがございますが、これはJWPAさんとREASPさんにご協力をいただき経産省から参加希望のあった20社程度の事業者に対して実施させていただいた本件に関する説明会のことでございますので、予め補足を申し上げます。

それでは13ページ、こちらは今後の公平性に関するご意見です。1つ目の四角は、指針改訂案に強く反対。本改訂案は事後的にFIP制度への変更を可能とするもの。明らかに後出しのルール変更であり、法的安定性と公平性を著しく損なうもの。特定企業の救済であるとの疑念を招くというご意見。

2つ目の四角は、既に事業者が選定された公募を対象にFIPへの転換を可能にすることは、今後も同様な事後的制度変更の可能性がある国の公募と見なされ、国内外の事業者から忌避され、その結果として応札者ゼロとなる事態も招きかねない。再公募するのが公平であるというご意見。

3つ目の四角は、今回の制度変更はラウンド1における公平性を損なうものであり、事業途中の制度変更は実現可能であった事業が不可能となる逆のケースも考えられ、洋上風

力事業へ参入しようとする事業者にとっては不安材料にもなるというご意見。

4つ目の四角は、第1ラウンドはFIT制度を前提とした事業であり、第1ラウンドで選定された各事業のオフティカー情報や相対取引契約等を評価することなく一律でFIP化を認めることは、現状の評価の在り方に逆行しているというご意見。

5つ目の四角は、応札時点における予見可能性が保障されているかというご意見になります。

次の14ページ、こちらは公募の信頼性に関するご意見になります。1つ目の四角は、長崎県五島市沖の公募占用指針に関するパブリックコメントにおいて、経産省は本公募はFIT認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中からFIP制度へ移行することを想定しておりませんと明確に回答していた。今回の方針は過去の説明との整合性を欠くもの。公募制度全体に対する信頼性の低下につながることを強く懸念するというご意見。

2つ目の四角も類似する趣旨のご意見。3つ目の四角、4つ目の四角のご意見では、2022年のタイミングでFIP制度の移行が可能となることを示すべきだったという点が指摘されておりまして、5つ目の四角では、重要な公募ルールの事後変更を行うのであれば公平性の観点につき相応の期間で十分に審議される必要があり、改めて洋上風力合同会議等での公の議論を経ることや、業界団体や第1ラウンドに参加している事業者の意見を事前に聞くなど、公の場で公正なプロセスを経て行われるべきというご意見になります。

次の15ページ、こちらは他の事業者に与える影響および配慮すべき事項に関するご意見です。1つ目の四角は、第1ラウンドの事業がFIPに移行した場合、第2、第3ラウンドの事業に多大な影響を与え、事業性を著しく毀損（きそん）する可能性がある。第1ラウンドについては、FIP移行が認められた場合、それらの事業ではFIPプレミアムを得ることが可能となり、ゼロプレミアムで応札した第2、第3ラウンドの事業よりも強い価格交渉力を得ることとなるというご意見。

2つ目の四角は、これに加えて仮にFIP転換を認めるにしても、入札価格を基準としたプレミアム金の交付は行わず、3円相当の水準でのFIP適用とすべきというご意見。

3つ目の四角は、今回の改訂はオフティク市場の環境を悪化させ第2、第3ラウンドの事業完遂にさらなる支障となるため、本改訂を実施する場合は本改訂による影響の緩和策も併せて実施されることを希望というご意見。

4つ目の四角も、FIP転換を認めるのであれば、ファーストラウンドの選定事業者が享受できるFIPプレミアムと同等のものをセカンドおよびサードラウンドの選定事業者にも適用すべきというご意見になります。

続きまして16ページ目、こちらは以上のようなご意見を踏まえて今後本審議会で整理すべきと考えられる論点の案をまとめさせていただいたものです。①の公募の公平性、②の公募の信頼性、③の他の事業者に与える影響等という柱立ては、13ページ～15ページまでと同様になります。

まず①ですけれども、1つ目のチェックのところで、第1ラウンド公募時点で事業者間の競争が公平であったのか。2つ目のチェックで、公募終了後に導入される政策措置を選定済事業者に対して適用することは公募の公平性の観点で認められるのか。3つ目のチェックでは特に今回のケースではどうかという論点を挙げさせていただいております。詳細は次ページになりますが、公募終了後に導入される政策措置というのはさまざまな例が存在しておりますが、これらの政策措置と公募の公平性との関係についても改めてご確認いただきたいと考えてございます。

続いて②でございますけれども、1つ目のチェックで、第1ラウンドの公募時点で公募参加者に示されていた情報を踏まえ、今回のFIP制度に係る明確化は公募の信頼性確保との関係で許容されるのか。2つ目のチェックでは、政府としてFIP制度導入以降、FIP制度への移行は電源種を問わず可能であるとしてきたこととの関係で、権利保護、権利制約といった観点から選定事業者についてFIP制度への移行を認めないことは適切かという論点を挙げております。

③では、第1ラウンドのFIP移行を可能とした場合に、他の事業者に与える影響についてどのように考えるべきか。一般化して異なるラウンド間での競争条件の公平性はどこまで担保すべきか。本日の議題2として取り上げる予定のさらなる事業環境整備を検討する際もこうした公平性等の観点での評価が必要になるのではないかという論点を挙げております。

続きまして17ページ目です。16ページの①で触れました公募終了後に導入され、選定済みの事業者にも適用される政策措置の例になります。電源共通の措置としてはFIP制度の導入、FIP電源に対するバランスングコスト、交付の増額など洋上風力に係る措置としては、ゼロプレミアム案件への容量市場への参加などがあります。こうした例が既に存在しますとおり、政府としては公募終了後に導入された政策措置を選定済みの事業者に適用することはある得るという考えに立ってきたわけですが、現在頂戴している事後的なルール変更は公募の公平性を損なうというご意見との関係では、選定済み事業者に対するこうした既存の政策措置の適用の範囲も、改めてご確認いただくことが必要であると考えております。

続いて18ページ目です。第1ラウンドの公募時点において公募参加者に示されていた情報を整理したものです。(1)にありますとおり、第1ラウンドでは指針で調達価格という言葉を用いているように、あくまでFIT制度を前提とした提案を政府は全事業者に対して等しく求めてございました。時点としてもFIP制度の施行前です。事業者の皆さんから個別にお問い合わせを頂いた場合も、提案についてFIT制度を前提とした提案を行う必要がある旨を等しくお伝えしてございました。この点は太陽光や陸上風力などの他の電源種においてのFIPの施行前に実施した公募でも同様に、FIT制度は前提でございました。

(2)ですけれども、4月のパブリックコメントで指摘もいただいた、前回の審議会で

も私から言及をさせていただいた 2020 年の五島沖の公募占用指針に関するパブリックコメントでのやりとりを付けてございます。左側の当時頂いたご意見の内容ですけれども、FIP 制度について具体的な制度は決定されていないが、事業の不確実性は可能な限り排除することが望ましく、公募占用指針に FIP 制度の取り扱いを明確に記載すべきではないか。FIP 制度などの要素を織り込んで事業計画を策定する場合、保守的な手立てをせざるを得ないのではないか。入札価格の低減ひいては国民負担の抑制という政策目標に合致しないのではないかというものです。

それに対して当時資源エネルギー庁としては、本公募は FIT 認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中から FIP 制度へ移行することは想定しておりませんという回答をしており、特に末尾の途中から FIP 制度へ移行することは想定していないという部分に対して、ご指摘をいただいているところと認識をしてございます。

これについては、この回答を行った 2020 年 6 月時点では FIP 制度の導入を規定する法案が成立したばかりで、FIP 制度の詳細設計は途上であった中、PPA を締結しようとするオフティカーの市場も未成熟でございました。こうした状況でありますため、当時業界の中には既に FIT 認定を受けた事業について自動的に FIP に移行されることになれば、事業の不確実性が増すとのご懸念があったと認識をしてございます。このためこのパブリックコメントでの回答も、質問中の FIP 移行に係るリスクに関するご懸念にお答えする形で、FIT 認定事業者の権利を保護する観点から自動的な FIP 移行は想定していないという趣旨でございました。

しかし、当時と比べればオフティカー市場が成熟しつつある現在の状況を踏まえて、この回答を振り返ると、回答が言葉足らずではないかとのご指摘をいただいているものと認識をしており、ご指摘は真摯に受け止めなければならないと考えてございます。

最後 18 ページの（3）ですね。こちらについては FIP 制度に係る関係審議会での当時の議論のご紹介になります。2020 年 2 月や 2021 年 1 月の時点で適切な条件の下で FIP 制度に移行できる選択肢を検討して行くべき。FIT 認定事業者が希望するのであれば、FIP 制度への移行認定を認める方向を基本とする。FIP 制度へ移行する場合は基準価格、これは FIP 制度での基準価格ということですけれども、基準価格は今度は FIT 制度での調達価格と同水準とすると公表文書に書かれており、第 1 ラウンドの公募参加者はこうした情報に等しく触れることができました。

なお、FIP 制度の対象について一定規模以上は電源種を問わず対象となる点、それから FIP 制度へ移行する場合は FIT 制度下での従前の価格を引き継ぐという点は、2022 年 4 月に施行された再エネ特措法の関係告示、関係する告示にも規定されてございます。なおこのページでお示しをしている情報は、今回のパブリックコメントでの意見を踏まえて公募時点に公募参加者に示されていた条件、情報について現時点で事務局において確認できたものを整理したものです。今後議論に影響を及ぼし得る情報があれば必要に応じて追加を行う点は申し添えておきます。

最後に 19 ページでございますけれども、過去の審議会における、せんえつですけれども私の前任と私の発言を付けてございます。①の私の前任の発言でございますけれども、第 1 ラウンド事業についてですね。コーポレート P P Aなどを活用した提案ではないかとの報道があるが事実とは異なると説明をしております。これは第 1 ラウンドの事業者採択後に外部から選定事業者の提案が F I P 制度を前提とした計画だったのではないかといった指摘がされたことを受けて、先ほど申し上げた点と同様ですけれども、第 1 ラウンドの公募において事業者に求めた提案についてあくまで F I T 制度を前提とした計画であった旨を申し上げたものになります。すみません、長くなりましたが資料 2 のご説明は以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。順番飛ばして失礼いたしました。それでは、引き続いて公募占用指針改訂案に関する事業者ヒアリングに移りたいと思います。本日は一般社団法人日本風力発電協会、一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会、それから第 1 ~ 第 3 ラウンドの公募参加者のうちヒアリングを希望された者ですね、14 事業者になります。従いまして合計 16 者であります。ヒアリングの進行については事務局のほうでお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局（古川室長）

かしこまりました。ヒアリングにご参加いただく皆さんにおかれでは、資料 1 に書かれている順番に指名をさせていただきますのでご説明をお願いいたします。ぜひとも忌憚のないご意見を頂戴できればと存じます。なお円滑な議事進行の観点から、事前にお伝えしておりますとおり各社 6 分をめどにご説明いただきたいと存じます。5 分が経過したところで、事務局から T e a m s の手挙げ機能で合図を行いますので、ご説明の目安としていただきますようよろしくお願いします。それでは初めに一般社団法人日本風力発電協会さま、よろしくお願ひいたします。

○一般社団法人日本風力発電協会

○一般社団法人日本風力発電協会

日本風力発電協会、J W P A で 4 月に新たに設けられました洋上風力部会の部会長を拝命しております青山でございます。本日はよろしくお願ひいたします。今回はこのような機会を設けていただきましてありがとうございます。まずは 1 ページをご覧ください。資料をお願いします。本日のメインの議題でございます、第 1 ラウンドにおける F I P 制度への移行を可能とする公募占用指針の変更、この点につきましては各社、各会員からいろいろな意見が出されております。その代表的な意見をここに列記しておりますけれども、先ほど古川室長から示されたパブコメ結果とほぼ同様の内容になっております。

この点につきましてはこれから発表される皆さんのが意見を聞いていただければと思いますので、私としてはこの場では今回の公募占用指針の変更についての懸念表明程度にとどめておきたいと思います。ただ今回のような重要なルール変更につきましては、事

前に当協会をはじめとする業界団体および事業者との意見交換の機会を設けていただきたかったなと思います。

皆さまご承知のように、洋上風力で先行している欧州と日本では条件が違っております。地盤、気象等の自然条件、それから系統の脆弱性また漁業等の地域社会との関係構築等、この辺は欧州ではないようなケースが日本では多々見られます。これは簡単な課題ではございません。その点からして私は日本での洋上風力発電事業というのは新しい事業へのチャレンジだと思います。こうしたチャレンジをしていらっしゃる第1ラウンドから第3ラウンドの事業者に選定された皆さん、事業の現場で大変苦労されております。

ここで私が申し上げたいのは、そうした苦労されております事業者およびその協力会社の皆さんのが直面しております課題につきまして、現場の声を聞いてそれを制度設計に反映すべきだと思っております。これは本当の意味での官民連携ではないかと思っております。

洋上風力の導入拡大はカーボンニュートラルの達成に向けて、あるいは日本のエネルギー安全保障の確保のために必須だとされておりましますし、私もそのとおりだと思います。これを着実に推進していくためには、繰り返しにはなりますけれども現場で苦労されている皆さんの課題を共有していただきて、それを今後のより良い制度設計にどのように活かしていくか、それが大事な点だと思います。そうした点から今回ののような大きなルール変更是事前に皆さんのお見を聞いていただきたかったなと思っております。

一方、ここで黄色のところで提言しておりますのは、そのための場として今後継続的、定期的な官民の意見交換の場を設けていただきたいということでございます。従来は産業界側にそうした体制が不十分であったと認識しておりますけれども、4月に当協会に洋上風力部会が新設されまして、ここに事業者、協力会社を含めた業界のリーディングカンパニーが集っておりますので、よろしければその窓口とさせていただければと思います。これは若干手前味噌的なPRではございますが。

次に2ページ目をお願いします。これは現在当協会で健全かつ魅力的な洋上風力マーケットを形成するためにということで、各業種、分野から参考されました会員企業の皆さんを中心に検討、議論を行っており、その代表的な項目を例示しております。さまざまな立場から多様な意見が出ておりますが、ここに例示した項目はまだ議論が煮詰まっておりませんのでこの場では詳細に触ることはいたしませんが、今後こういったより良い洋上風力マーケット形成のための議論を、先ほど申し上げた意見交換の場でさせていただければありがたいなと思います。その中で具体的な提案等が固まりましたら、今回のような機会で結果をお示しできればと思っております。

最後に3ページ目でございます。これは要旨をまとめたものではございますが、私が申し上げたいのは日本での洋上風力発電事業はまだまだチャレンジングな事業であること、そのためその課題を官民双方で共有して、健全な洋上風力マーケットおよびサプライチェーン形成のために、双方が連携して英知を結集して課題解決に当たることが必要であり、

そのための意見交換、議論の場を設けていただきたいということです。

その点で本日のような機会は大変有益だと思います。大変ありがとうございます。ご静聴ありがとうございました。以上で私の説明を終わります。

○事務局（古川室長）

ありがとうございました。続きまして、一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会さま、よろしくお願ひいたします。

○一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会

よろしくお願ひいたします。再生可能エネルギー長期安定電源推進協会、略してR E A S Pと呼んでおりますが、その洋上風力委員会の委員長をしております加藤と申します。よろしくお願ひいたします。次のページよろしくお願ひします。

R E A S Pでは3月10日の前回の合同会議を受けまして、いろいろメンバーの会社から特にF I P転についていろいろな意見が噴出いたしました。その意見をまとめてR E A S Pとしてどういった意見を国に出していくべきかということを、3月の間ずっと議論をしておりまして、その時にまとめたものを今日ここに示させていただきました。

この3月の時点でちょうど先ほど古川室長さんからもまとめていただきましたが、似たような論点で、まず事後的にF I P転が認められたことについてのいろいろな意見が出ました。それからF I P転を認めたことの過程が十分議論が見えない形で行われたということで、影響が想定される事業者に対して十分な事前説明がなされていなかった。それから3番目としてP P A市場で他の公募案件の影響が懸念され、ラウンド間の不公平感というのか、公平感というのが保たれないのではないかという可能性があるのではないかという、この3つの論点が多く会員会社から上りまして、この3点に絞って国に何かしら協会としての意見を申し上げるべきではないかということで、皆さんに意見の照会をいたしました。

ところが、いろいろな立場の会社がありまして、第1ラウンドに出ている会社、それから第1ラウンドに出たけれども非選定になった会社、それから第2、第3ラウンドで取っている会社、それから第1ラウンドに関わっている会社、いろいろ意見がありまして、国に対して意見すべきかというと、必ずしも全会一致で国に対して何か協会として意見を出すべきであるというような形にはなりませんでしたので、われわれとしてはこの持ち込まれた意見をそのままダイレクトに、こんな意見が出ましたよという形で経産省の新エネ課の風力室に届けさせていただいたところでございます。

それを踏まえまして、4月23日にJ W P AさまとR E A S Pで一緒に共同で説明会というのを開催させていただきまして、新エネ課の日暮さんが丁寧に説明されました。そこにはわれわれR E A S P側からも幾つかの会社が出たのですが、その後その説明を受けてR E A S P内でも特にこの問題については追加的な意見というのは協会のほうには上がってきませんでした。ですので、パブコメについては個社の意見はそれぞれあると思いますので、個社で対応していただくということで、それぞれパブコメには意見を出させていただいたところでございます。次のページお願いいたします。

その時に、持ち上がった意見を今3つの論点で皆さまにお諮りしたところでありまして、事後的なルール変更については、特にFIP転を認めるべきでないという会社もありました。その中では公募をやり直すべきだという会社も3社ありましたし、それからFIP転を認めるべきではないけれども、いわゆる制限付きでFIP転を認めFITを維持するとか、制限付きでFIP転に対応するべきとか、さまざまな意見がこのように事業のルール変更について意見も出されたところでございます。

それから第2の論点としては、やはりこの検討過程が不透明だということで、審議会でも、3月10日の審議会でもあまり時間を取られなかったということで、十分に説明がなされていなかったということがありまして、それに対する意見が多かったです。これについては4月23日の説明会でだいぶ詳しく説明されておりましたので、その辺のところはその後理解したというところもあります。

それから、やはりPPA市場への影響ということですね、第2、第3ラウンドを取っている会社から、非常にラウンド間の不公平感があるのだということで、非常に多くの会社がこのことについては意見を挙げられました。それからやはり第2、第3についても厳しい状況であるので、それ相応の支援をぜひお願いしたいというような意見も多数ありました。

それから、われわれREASPは洋上風力だけでなく、太陽光も扱っておりますので、やはり太陽光や陸上風力に対する再エネ全体のPPAマーケットにも影響を与えるのではないかという声も幾つか上がってきたところでございます。

そのほかやはり政策提言としても、PPA市場の影響を考えたオフティカーの支援とか、価格調整メカニズムについても為替変動に対する調整も必要なのではないかと、このような意見が出されたところでございます。

それを踏まえましてわれわれREASPとしてここで申し上げるのは、やはりFIP転の是非ということよりも、全ての電源においてFIPを推進するということは、われわれREASPとしてもFIP転を推進する立場でありますので違和感はないわけですけれども、第1ラウンドの洋上風力のプロジェクトについては、含まれている認識はこれまで業界としても共有していなかったので、今後こういった認識の齟齬が生じないように、業界団体と情報共有をしっかりと徹底してやっていただきたい、密にコミュニケーションを国とも取っていきたいということを訴えさせていただきます。以上でございます。

#### ○事務局（古川室長）

ありがとうございます。それでは続きまして、ヴィーナ・エナジー洋上風力株式会社さま、よろしくお願ひいたします。

#### ○ヴィーナ・エナジー洋上風力株式会社

ヴィーナ・エナジー洋上風力株式会社の石田でございます。本日は発言の機会を頂戴いたしましてありがとうございます。合同会議の委員の皆さま、事務局の皆さま、洋上風力の事業環境整備のためご尽力いただいていることに心より感謝申し上げます。弊社は第3

ラウンドにおいて青森県沖日本海南側の公募に参画しましてご評価いただきました。残念ながら選定には至りませんでしたが、今後のラウンドも引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。近年、事業環境が刻々と変化することに鑑み、引き続き経済情勢等に即した入札制度の調整を早い段階から先手先手でご対応いただけますようにお願いします。ページをめくってください。

また、入札制度の改定に当たりましては入札参加者の公平性や制度の透明性が保たれることが重要であると考えております。さらに、公募占用指針に基づき公募占用計画を策定する際には、事業性に見合ったリスクを管理するために精度の高い事業予見性が求められます。しかしながら事業者の努力だけでは対応が困難なものもございます。このため事業予見性の向上また洋上風力発電に関わる電源投資を確実に完遂していく観点から、ご検討いただきたい事項について5つの期待を述べます。

まずは1つ目、系統利用の確実性の向上です。洋上風力発電の出力は大きいため、系統接続において系統確保スキームで対応していくことは認識しております。しかしながらノンファーム接続が前提となって将来の出力抑制の頻度が不透明な状況の中、洋上風力発電の計画があるエリアでの現在の系統運用容量が洋上風力の計画容量よりも小さい場合、その海域において洋上風力事業で収益を得ることは現実的ではありません。促進区域の設定におきまして、系統増強計画も含めてご検討いただくことを要望いたします。

2つ目は、NEDOの収益モデルの客観的な評価および改善でございます。洋上風力の事業コストにつきましては、適切に評価されることが重要だと考えております。現在入札における上限価格はNEDOモデルによる評価を基にしていることは承知しております。モデルは海外事業を基にしている部分がございますので、これまでの日本における入札結果を参照するなどにより評価改善を求めてく考えております。また入力条件についても風況や離岸距離などの自然条件等を、当該ラウンドが平均値を採用されておりますので、今後は各海域の条件を考慮し、評価していただければ幸いでございます。

3つ目は、セントラル方式においてJOGMECが採取したデータの効率的なデータの活用です。現在セントラル方式でJOGMECが採取したデータをご提供いただく手続きが始まっています。このデータや今後採取されるデータについて、選定後の認証でどのように活用できるものなのかが不透明です。風況や海象データはJOGMECが採取したデータを、そのまま認証プロセスにおいても使用できるように要望いたします。また地盤データにつきましても風車レイアウトに沿って事業者が独自に採取すべきデータもございますが、利用可能なものについてJOGMECデータの認証プロセスにおいても使用できるような仕組みの構築をお願いいたします。

4つ目は、さらなる港湾利用の環境整備です。既に洋上風力発電の導入促進に向けた港湾の在り方に関する検討会などの場で洋上風力の施工に当たっての港湾の課題が議論されていると承知しております。世界的に風車設備、船舶の大型化が進んでいるため、今後具体的な港湾整備の計画の公表が早期に進められることを期待しております。

最後5つ目は、洋上風力の電気が高い付加価値を持つような政策の実施をお願いいたします。エネルギー基本計画等でカーボンニュートラル目標を示され、洋上風力の高い導入目標をお示しいただいていることは、事業者としては心強く感謝申し上げます。しかしながら洋上風力事業により収益を確保するためには、夜間も発電可能な洋上風力による電気が、コーポレートPPA市場において高い価値が担保されること非常に重要だと考えております。引き続き洋上風力の価値向上に資する政策支援をいただけますようお願いいたします。

以上、事業の予見性の向上、また洋上風力発電に関わる電源投資を確実に完遂していく観点からご検討いただきたい事項について述べました。ご清聴ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

ありがとうございました。それでは次に、SSEパシフィコ株式会社さま、よろしくお願ひいたします。

○SSEパシフィコ株式会社

SSEパシフィコの大崎と申します。本日はこのような機会を頂きまして誠にありがとうございます。ページ、お進みいただければと思います。弊社からは今般の公募占用指針の改訂内容、そして広く洋上風力の事業環境整備という観点から見解を述べさせていただきたいと思っております。

まず今回の公募占用指針の改訂につきまして、大きくは2つの点が含まれていると承知をしております。1つは保証金制度と価格調整スキームであります。こちらについては現行の仕組みにおいて事業計画の策定時からFIDまでの期間、マクロ要因によって資本費が高騰した場合にこれを調整する仕組みを導入するということは、極めて有効な仕組みであろうと考えてございます。

他方で価格調整に用いるコスト指標につきましては、現在複数の経済指標を一定の比率で加重平均したものを用いるという設計になっておりますけれども、このようにして作られたコスト指標が、実際の調達において生じるコストの動きと整合しているかどうかという点については、継続的な検証をぜひお願いしたいと思ってございます。

公募占用指針の改訂項目としてもう一つが、ラウンド1のFIP移行を認めるという措置でございます。こちらにつきましては、ラウンド1の案件は再エネ海域利用法に基づきまして、FIT売電を要件とする公募占用指針の下で選定されたものと理解しております。従いましてラウンド1の選定後、再エネ特措法に基づく制度としてFIPが導入されたことにより、当然に再エネ海域利用法に基づいて選定されたラウンド1案件が、FITで売電することを許容されるようになるのかどうかという点につきましては、必ずしも自明ではないものと理解をしてございます。

従いまして、今般の改訂はラウンド1案件が売電形態を変更するということについて、明示的な根拠を設けるものであると理解をしておりますところ、制度の信任、すなわち今般の改訂というのがラウンド1の事業環境を潜在的には改善をするという一方で、ラウン

ド2以降の案件にとって予測可能な範囲を、予見可能な範囲を超えた形でPPA市場の競争環境を悪化させることになるのではないかといった観点があろうかと思ってございます。またラウンド1にFIP移行が許容されるのかという点の解釈を巡っては、これまで業界においてどのような考え方が一般的ではあったのかというような観点もあるかと考えてございます。

こういった観点に照らして、今回の措置というのは大いに疑義は残るところであろうと考へてございまして、この点につきましてはさまざまご意見、ご見解を踏まえてぜひ慎重な検討をお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、少し大きな問題として洋上風力の事業環境全般に関しても手短に述べさせていただきたいと思ってございます。洋上風力につきましては脱炭素化の切り札ということで、今後わが国において主力電源化をしていく必要のある電源と理解をしております。そのため、特に現在の日本のような市場の初期段階においては案件を着実に敢行していくことにより、市場に事業機会が存在するのだという見通しを示すことでサプライチェーンの進出や投資を促し、それにより競争力のあるサプライチェーンを形成することによって、中期的なコスト低減の余地をつくり出していくことが必要であろうと考えてございます。

そのための制度的対応といたしまして、1つは実際のコストを確度高く反映をし、リスクな入札行動を防ぐ仕組みが必要であろうと考えております。具体的にはFIT制度あるいはイギリス等で導入されております CfD を前提とした公募が必要と。また公募において設定される供給価格上限額につきましても、時期や海域に応じて弾力的に見直しをしていくことが必要ではないかと考えております。また確度高いコスト見積もりという点では、売電価格のコミットからFIDまでのタイムラインを短くしていくことが肝要だらうと考えております。イギリスやオランダなどでは価格の確定から着工まで1年～2年というのが一般的となっております。現状、再エネ海域利用法の改正案によって2段階方式による入札が審議されていると理解しておりますけれども、こういった方式を領海も含めて導入していくことも一案ではないかと考えるところでございます。

また、供給側のボトルネックとなっている要因については、継続的に解消していくいうことが必要と考えてございます。具体的には、認証プロセスあるいは作業船に関する船籍要件といった部分に改善の余地があるのではないかと考えてございます。弊社からは以上になります。どうもありがとうございました。

#### ○事務局（古川室長）

ありがとうございました。それでは続きまして、ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社さま、よろしくお願ひいたします

#### ○ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社

ただ今紹介にあずかりました ENEOS リニューアブル・エナジーの土居と申します。本日はご発言の機会を頂き、誠にありがとうございます。既にJWPAはじめ、ほかの方もお

話しされていますが、脱炭素化の1つのキーとなる再エネの推進において、導入量という意味においては洋上風力発電は日本にとっての切り札であり、その確実な導入は国の将来を語るに当たって不可欠と思慮します。よって本日、弊社といたしましては再エネ導入の柱である洋上風力事業をどのように完遂させ、洋上風力発電の導入を促進するために何が必要か、そこに主眼を置いた議論をしていきたいと思います。電源開発は公共投資である側面が大きく、政策的に非常に重要な電源である洋上風力をどのように完遂させていくということを、国と一緒に議論できればと思います。プレゼンに入りたいと思います。1枚めくってください。

弊コンソとしましては、昨年3月に八峰、能代沖の洋上発電事業の事業者に選定されてから事業環境は劇的に変化しており、国際情勢におけるサプライチェーンの混乱や円安の進行もあって、事業費は公募入札当時から劇的に上昇しています。他方収入の前提であるコーポレートPPAにおいては、入札当初の事業費に基づき一定の蓋然性を持って売電先とPPA価格の目途がついていましたが、事業費高騰によって当初の想定単価では事業性が担保できない状況です。

弊コンソとしては、多くのオフティカー候補と交渉を継続していますが、米国トランプ政権誕生による世界的な脱炭素化のスローダウンも影響し、高騰した事業費を賄えるほどの単価上昇は見込んでいません。これほどの劇的な変化は入札当初は見込めず、予備費等のリスク対策をもってしても対応が難しい状況です。このような状況は弊コンソだけではなく他のコンソ、落選したコンソも仮に当選したとしても同様だと思います。

このような状況下、昨今の事業環境変化を踏まえて価格調整スキームが導入される方向になった点は、事業者として歓迎すべきものだと思慮いたします。他方でこの調整スキームの対象は入札価格が対象になっていますので、ゼロプレミアムで入札した事業者に対しては実質的には効果のないものとなっています。

前述のとおり、昨今の事業者が置かれている状況は入札当初予見し得なかつたものであるので、1事業者として対処することが非常に難しい課題となっています。再生可能エネルギーの普及拡大の切り札である洋上風力の推進に向けて、後述の各種制度を用いた電源投資完遂に向けた取り組みについて何卒ご検討賜りますと幸甚です。

次のページに移りまして、具体的な施策案についてお話しします。時間の関係上ポイントだけ紹介させてください。まず最初に、長期脱炭素電源オーケーションの活用です。この制度の洋上風力事業の活用は脱炭素電源への新規投資を推進するという制度の目的に合致しています、今回国が示している洋上風力への事業投資完遂という目的にも適合します。第7次エネ基でも示されたように、今後データセンターや半導体産業における需要増が見込まれる中、脱炭素電源の確保が重要であり、その切り札となる洋上風力を本制度を活用して推進することは、政策的に意義が大きいものと思います。ただし洋上風力の参加のためには、洋上風力需要のためのパラメーターや上限価格の設定が必要になります。

次に、海域占有期間の延長です。海域占有期間を30年以上に延長する可能性は公募占有

指針にうたわれておりますが、設備の健全性が担保されていれば一定の合理性は存在すると考えております。これは事業の予見性という意味でも、あらかじめ事業開始から延長を認めることも検討いただきたいと思います。

次に、オフティカーの支援です。先ほど述べましたとおりトランプ政権の誕生によりデータセンター事業者等の再エネ導入に意欲的な企業であってもスローダウンしている状況でありまして、マーケット全体はより慎重な様子見が続いております。よって洋上風力から電気を買うオフティカーへのインセンティブ、例えば再エネ賦課金の減免等によって、結果として高価格でのPPA価格が可能となるよう施策が必要ではないでしょうか。基準価格が一定以下の事業からのオフティクを対象とすることで、国民負担の低い再エネの促進を促す政策的意義もあるかと思います。

最後に拠点港利用料の減免について。洋上風力事業者が港湾を占有する期間は建設、大規模修繕、撤去を合わせても5年程度ですが整備費は全額負担します。事業期間中では他の利用者へ開放する前提の場合は、公費による負担割合を増加することについて一定の合理性があると思われます。

以上、弊社が現時点で考え得る洋上風力の完遂に寄与する施策案の一部についてお話しさせていただきましたが、冒頭でもお話ししたとおり、再エネの普及拡大の切り札である洋上風力発電の推進に向けての議論を継続的に実施させていただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

ありがとうございました。それでは続きまして、株式会社グリーンパワーインベストメントさま、よろしくお願ひいたします。

○株式会社グリーンパワーインベストメント

ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

○事務局（古川室長）

はい、聞こえます。

○株式会社グリーンパワーインベストメント

ありがとうございます。グリーンパワーインベストメントの豊田と申します。本日はこのような機会を頂きまして誠にありがとうございます。資料のほうをめくっていただけますでしょうか。3ページお願いします。もう一枚お願いします。

当社は洋上風力におきましては、石狩湾新港のほうで昨年1月に風力発電所を運転開始してございます。一般海域におきましてはJERAさん、東北電力さんと共に青森県沖日本海、南側のほうで事業者に選定されておる企業でございます。

もう一枚めくってください。公募占用指針改訂案についての意見を述べさせていただきたいと思います。まず1つ目、事後的なFIP転換に関してでございます。ファーストラウンドでは将来的なFIP制度への移行は想定されておらず、FIT制度を前提に公募が実施された経緯があります。FIPへの転換可能性が明示された再エネ特措法の改正は

2022 年の 4 月と了解しており、これはファーストラウンドの入札後であり、ファーストラウンド事業の F I P 転換を予見できるものではなかったと思慮してございます。この前提におきましては、F I P 転ということにつきましては、F I T と F I P では収支計画の考え方方が全く異なる状況でございまして、別公募と考えるべきであり、ファーストラウンド事業に F I P 制度を適用するのであれば、再公募の実施が適切であると考えてございます。

ただ、その再公募の以前にファーストラウンドの落札者が遂行困難ということであれば、次点以下の応札者に遂行可否を問うというのが先ではないかと思慮しております。できること、できないことあると思いますけれども、われわれはこのように考えてございます。次のページお願ひいたします。

次に事業者選定後の公募ルール変更のもたらす課題を 4 つほど挙げさせていただいております。まず事業者選定後に公募ルールを変更するというところは、国内外の事業者から忌避されることであり、甚大なカントリーリスクと見なされることを危惧しております。

次に、ファーストラウンドを仮に F I P 転を可能とするということでございましたら、ファーストラウンド落札者もゼロプレミアムとする、もしくはセカンド、サードの選定事業者も同等の支援策がなされなければ不公平が生じるものと思慮いたします。

3 つ目でございますが、過去ラウンドへの価格調整スキームの遡及的適用というのも今回ございますけれども、こちらはゼロプレミアムレベル導入前のファーストラウンドに偏った救済策になってしまっていると思慮いたしております。

4 つ目、先行案件の遅延が起こった場合でございますけれども、こちらは基地港の利用ですとか S E P 船、コントラクター確保等、後続案件の進捗に影響しますので、これにより早期導入拡大、エネ基実現に支障を及ぼすため、業界内にも協力、協調し合うことというのがさらに重要になると考えております。次のページお願ひいたします。

導入拡大に向けた提言でございます。まず過去ラウンドの選定事業の多くが物価上昇や P P A 締結先の確保に苦労している状況でございます。この大きな要因ですけれども、落札するための必須要件がゼロプレミアム入札であったというところから今後の入札では遅延、断念の原因になりかねないと。このゼロプレミアムレベル、これを最高点とする国の評価方法を見直してはどうかと考えております。公共事業の入札のように、公募開始前に予定価格、最低制限価格を算定するということを検討いただければどうかと思っております。

五島市沖から始まります過去ラウンドの 10 海域、こちらの分析を含めて有識者の皆さま、産業界等からの適切なアドバイスをもって算定された予定価格を上限価格とし、合理的に投資コストが回収できる供給価格を最低制限価格としてこれらの間のみを有効とするという形はどうかと考えてございます。

また、地域との協調性の具備を優先した事業者の遂行能力、こちら重要になってまいりますので、こちらの評価基準、手法の改善というが必要ではなかろうかと思われまして、例えば P Q の採用などで選定事業者が円滑に遂行できるというような評価の方法が重要と

考えてございます。

最後に第7次のエネ基、GX2040 ビジョンの推進と達成のためには洋上風力がカギを握るとして考えております。この洋上風力が着実に実現できる枠組みを見直して市場環境整備が急務と考えてございます。

本日の議題にもありますけれども、事業環境整備に向けた知恵出し、活発な議論を期待してございます。今後当社としましてもより良い事業環境整備に関する意見交換に関しては積極的に関与、参画してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。以上です。ご清聴ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

ありがとうございました。それでは続きまして、Copenhagen Offshore Partners Japan 合同会社さま、よろしくお願ひいたします。

○Copenhagen Offshore Partners Japan 合同会社

ご紹介いただきました Copenhagen Offshore Partners の西山と申します。本日はこのような貴重な機会を頂き、関係各位に感謝申し上げます。私からは Copenhagen Infrastructure Partners、CIP、および Copenhagen Offshore Partners、COP を代表してお話をさせていただきます。次お願ひいたします。

まず弊社をご存じない方もいらっしゃるかもしれませんので、簡単に紹介をさせていただきます。CIPはデンマークに本拠を置く世界的な再生可能エネルギー開発事業者です。稼働済み発電容量 14GW、開発中のプロジェクト 120GWを擁します。うち 50GWが洋上風力となります。COPはCIPの洋上風力開発パートナー企業で、多くの国で幅広い開発経験を有しております。われわれは日本の洋上風力産業の発展に貢献する決意で日本市場に参加しております。本日は国際的な観点から見た日本洋上風力市場について弊社の意見を述べさせていただくことで、日本の洋上風力産業の発展に貢献したいと考えております。また入札制度に関する幾つかの提言をさせていただくことをお許しください。次のページお願ひいたします。

こちらは弊社が活発に事業開発を行っている国と日本との比較表になります。弊社が事業を魅力的だと判断する主要な要素で比較しております。一番右に日本の状況を記していますが、日本は市場規模が大きく国際的にも魅力的な市場であることは疑いの余地はありません。しかしながら、幾つかの点で洋上風力の開発が難しい面があります。例えば日本の電力需要は大きく、将来的な再エネ需要が高いことは疑いの余地はありませんが、現時点で、消費者側が洋上風力電力に対してどれだけの支払い意思があるのかについては、はつきりしておりません。一方で例えば韓国では昨年洋上風力への支援を強化しており、APAC 市場での洋上風力市場拡大のけん引力となっています。

また、日本の公募制度については多くの難しさがあります。海域開発の権益獲得までのコストが非常に高く、1つの公募で選定される事業者が1者のみとなっています。これは公募において苛烈な競争を生み、実現可能性を犠牲にした投機的な計画での札入れに対し

て、強いインセンティブを働かせてしまう構造になってしまいます。他方、英国などのような2段階方式を採用している国では、開発海域の権益獲得までのコストは低く、またC f Dという支援制度の公募では、落札できなかった場合にも複数回の公募の機会が与えられているため、事業者の負担が少なく実現可能性のある計画を提案することができます。次のページお願ひいたします。

次いで、近年の国際的な市場の変化について見ていただきたいと思います。欧州では過去20年間政府の強力な支援やサプライチェーンの構築により洋上風力産業は大きく発展してきました。初期の強力な支援があればこそ洋上風力産業の発展という点を強調させていただきます。

一方で、近年ではインフレや金利の上昇などの問題に直面し、インフラビジネス全般の収益性が悪化しています。これは再エネ電源のみならず原子力発電等にも影響を与えております。洋上風力もインフレの影響を受け、公募の不調やプロジェクトの中止などが発生しているのはご存じのとおりかと思います。そのような状況ではありながらもイギリス、デンマーク、ベルギー、先ほどお話しした韓国などでは、エネルギー安全保障の観点から洋上風力への支援を強化しているのは特筆すべき点かと思います。これらの国では洋上風力は大量導入が可能で、かつ将来的なコスト競争力が高い電源として期待されています。

他方の日本に移ります。日本の洋上風力産業はこれから発展を迎える新興市場です。前のページお願ひします。そちらです。特に、公募制度で選定されたプロジェクトでは、まだ最終投資決定に至った案件は戸田さんの長崎を除きございません。そのような未成熟な状況ではございますが、海域の技術的な課題が多いという特徴がございます。これは、促進区域の選定において、地盤条件、系統アクセス、設備容量、風況などコストを左右する基礎的条件が必ずしも最優先に考慮されていないという点に起因していると思われます。加えて、近年の国際経済状況の変化も相まって、収益性の問題に直面しているプロジェクトも複数あると承知しております。次のページお願ひいたします。

続きまして、現在の洋上風力公募制度について幾つかの提言をお許しください。まず価格点についてです。ご存じのとおり、第2ラウンド、第3ラウンドはゼロプレミアム水準で落札されており、洋上風力開発に対する再エネ賦課金による負担が軽減されていることは大いに歓迎し、また関係各位に敬意を表させていただきます。一方で、このことは先ほど申し上げた不透明なCPPA市場の面と相まって各プロジェクトの収益性確保における困難の大きな要因となっています。政府にもご尽力いただき、準プレミアム水準の導入など低価格入札に対するインセンティブの緩和に心を砕いていただいておりますが、しかしながらそれでもなおゼロプレミアム水準での入札に、強いインセンティブがあるのが開発事業者の目から見た現実です。価格点評価の相対的な割合を減少させ、事業実現性の評価を重点化するなどの措置が必要ではないかと愚考いたします。次のページお願ひいたします。

最後に、事業実現性の評価についてお話しさせていただきます。こちらもラウンド3以

降の制度改善における政府のご努力には感謝し、敬意を表させていただきます。日本の公募制度における難しい点は、価格低下への強い要求に加え、早期運転開始やサプライチェーンの育成など相反する要求を同時に達成しつつ、なお事業の実現性を担保しなければいけないという点です。しかし現行の評価制度では事業の基盤面や実行面に対する評価が相対的に低く、引き続き事業の実現性を犠牲にして価格点や迅速性などの点を取りにいくというインセンティブが強く働く配点構造となっています。

このような事業環境を改善するには、評価制度の大幅な変更が必要ではないかと愚考いたします。その際にはここで提示させていただいております4点を含めたさまざまな要素を考慮していただきたくお願い申し上げます。以上、非常に駆け足でありますがあれの見解を述べさせていただきました。ご静聴ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

ありがとうございました。続きまして、株式会社JERAさま、よろしくお願ひいたします。

○株式会社JERA

株式会社JERAの由井原と申します。本日は発言の機会を頂きまして誠にありがとうございます。当社は第2ラウンドの男鹿・潟上・秋田案件をJパワーさん、東北電力さん、伊藤忠さんと、あと第3ラウンドの青森の日本海南側案件については東北電力さん、あとGPIさんをパートナーとして合計2案件の1GWを受注させていただいております。次のページお願いいたします。

まずは第2ラウンドの男鹿・潟上・秋田沖案件の進捗状況をご説明させていただきます。皆さんご説明のとおり、事業環境は非常に厳しいところになっていますが、秋田の地元の皆さんにもご協力いただきまして、一般海域の着床式洋上風力案件として最速の2028年6月の運転開始を目指しております。風車の調達契約の締結、あと陸上送電工事、基地港の整備工事など既に着手しております。また先月、埠頭の賃貸借契約を締結させていただきました。現在のところスケジュールどおり、着実にプロジェクトを進めさせていただけております。次のページお願いいたします。

まず昨今の洋上風力、皆さん厳しいと申されておりますが、われわれも非常にそこの点感じております。非常にコストが上昇しております。第2ラウンドの案件については資機材の単価増、円安、あと金利上昇によって現在の資本費は2年前の応札時と比べて約5割程度増加しています。この水準で行くと予備費では吸収できない水準までコストが上昇しているというのが現実です。

運転維持費も同様な傾向がございまして、この影響から発電コストは応札時よりも全体で約5割増加しているのが現実です。応札時は、先ほどのENEOSさんの発言等もありましたが、需要家が許容できる水準でPPAを締結可能と考えておりましたが、発電コストの大幅な上昇により投資回収の確度が大幅に低下しています。このため他案件を含めて各社、今後の投資判断によって厳しい判断を迫られていると想像しております。次のページお願

いします。

風力発電のコストについては政府試算と実態に大きな乖離が発生していると考えておりますし、コスト前提の再考が必要と感じています。2024年9月、第26回の合同会議において、このページに示しております約3.88億円/MWという資本費が参考されておりますが、われわれの認識では現状はその2.5倍～3倍程度、また先ほど申し上げたように運転維持費についても同様な傾向があると考えています。このためゼロプレミアム、3/kWhや準プレミアム14円/kWhといった実態の発電コストから極端にかけ離れたレベルの価格競争を誘発するのではなく、実態を踏まえた発電コストを前提に今後のFIP上限価格や公募ルールの制度設計を行っていただきたいと考えています。次のページお願いします。

今後の事業環境整備への提案として以下のとおりまとめました。左がまず第1ラウンドのFIP転の議論が進んでおりますが、このような措置は第1ラウンドの事業完遂に必要かつ有益であるというふうには考えておりますが、一定のプレミアムを獲得した合計1.7GWの案件が電力市場に流れ込みまして、再エネ電力販売の事業環境に大きな影響を与えることについて懸念がございます。当社は公募ルールおよびパブコメの回答から第1ラウンドはFIT前提の案件と理解しております、事務局から説明いただきました自動的にFIPに移行することを想定していないという説明については、パブコメの回答から理解するのは難しかったのではないかと考えております。

また、先ほどの事務局の説明、古川室長の説明から第1ラウンドのパブコメの回答でFIP制度の適用により保守的な計画をせざるを得ないという紹介がございましたが、当社としては必ずしもFIP転により保守的な計画になったものではないと考えございます。このため当初からFIP制度を前提としていた第2ラウンド、第3ラウンドの案件は第1ラウンド案件に販売面で大きく劣後するため、案件の停滞や最悪の場合撤退等も考えられ、これらの事業者に対する影響緩和が必要と考えてございます。

右側に行きまして、洋上風力は30年の長期にわたる事業でございまして、事業完遂のために社会環境や経済情勢の変化に応じて、継続して事業環境整備を行うことが不可欠でございまして、公募時点に遡及した公平性確保は重要であるものの、事業者への規律維持や国民負担を抑制、地域の皆さまのご理解を前提としまして柔軟な制度の運用が必要と考えてございます。公募のルールにおいてはゼロプレミアム、準ゼロプレミアムで応札しなければ勝ち切れない価格評価設定、応札時点の風車選定、海域特性が考慮されていない運転開始時期の評価点設定など、事業者のコストコントロールが難しい状況下にあることから、電源投資の確実な完遂のためには洋上風力のコスト前提と公募ルールそのものの見直しが必要と考えてございます。

この資料において制度面での具体策な提言は記載されておりませんが、先ほどENEOSさんから発表されたような内容については賛同させていただきたいと考えております。以上で発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

ありがとうございます。続きまして、住友商事株式会社さま、よろしくお願いします。

○住友商事株式会社

住友商事の若林でございます。本日は意見表明の機会を頂戴しましてありがとうございます。まず公募占用指針改訂案の検討に当たって弊社が考慮すべきと考える重要な要素、これを2点取り上げさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、先行する欧州市場と異なりまして、日本では調査、設計、認証、施工、オペレーションアンドメンテナンスに係る実績や経験がいまだに十分に積み上がっているとは言い難い状況であると認識しております。これに加えて地震の発生や海底地盤の硬さ等日本特有の事情もございます。それ故に日本における洋上風力発電所の建設の難易度は高いと言えると思います。また国内のサプライチェーンがいまだ発展段階にございまして、サプライヤー側における製造コストや施工コストがまだ十分に煮詰まっていないと感じられるのが実情でございます。

事業者としては応札時点での最大限のリスクを織り込んで検討を行ってはおりますが、それでも事業者がコントロール可能な範囲を超えるコスト増が発生し得る環境であるということ、そして実際にそのようなコスト増が発生しているということを改めて申し上げたいと思います。

続いて2点目でございますが、日本におけるコーポレートPPA市場はいまだ黎明期にございます。脱炭素電力に高い価値を見いだす需要家の方々は一部にとどまっていることについては、他の事業者の皆さんも同じようなお話をされていましたが、改めて本日ご参加の皆さん方にお伝えしたいと考えている状況でございます。

ラウンド2、3の案件を合算すると、発電容量で約2.8GWさらにラウンド1案件がFIP転した場合は1.7GW級の洋上風力発電が需要家確保の競争に参入することになりますが、とある調査レポートによれば2024年、日本国内においてコーポレートPPAを通じて供給された容量は900MW台に過ぎず、またその多くが相対的に安価な太陽光であるということでございまして、先ほど申し上げた事業者がコントロール可能な範囲を超えるコスト増が発生した場合に、それを支えるだけの需要家群の発掘というのは極めて難易度が高いと言えます。先ほどデータで申し上げたものだけでなく、コーポレートPPAの営業に従事する身としては、この難易度の高さは肌感覚をもって特に強調できるところかなと思っております。

これらを鑑みまして、公募占用指針改訂案に対して弊社からは2点意見を述べさせていただきます。まず1点目は価格調整スキームについてでございます。為替や物価変動に応じた価格調整スキームの導入はありがたいと考えておりますが、想定を超える円安、資材価格高騰、これはまさに先ほど申し上げました事業者がコントロール可能な範囲を超えるコスト増と弊社では捉えておりまして、この点を踏まえ、第1～第3ラウンド案件につきましても当該措置適用後の物価変動のみを適用対象とするのではなくて、物価変動の起算

点を公募開始時点からとしていただくことを認めていただけぬものかと考えている次第です。

2点目は保証金増額と遅延期間に応じた段階的没収コンセプトについてでございます。弊社としてはコンセプトの方向性には賛同いたしますが、他方で保証金没収とFIP期間短縮というのは、これはいわば二重の負担でございまして、他の海外主要国の事例を踏まえても大変厳しいものではないかと認識しております。ということで保証金が全額没収された後に、初めてFIP期間が短縮されるようなスキームの検討をお願いできぬものかと考えております。

最初に申し上げましたとおり、日本の洋上風力発電は実現の難易度が高くサプライチェーンも十分に成熟しているとは言い難い環境下で、事業者は運転開始遅延リスクを負って開発を遂行しているものです。当然のことながら事業者としては運転開始期限の順守に全力を尽くしてまいりますが、遅延リスクが顕在化した時でも事業完遂を促す仕組みとすることを弊社としては提案させていただきたいと思います。

最後でございますが、今回の公募占用指針改訂案に付随して検討いただきたい要望事項について触れさせていただきます、この一番下のところでございます。ここでは2つのカテゴリーがございまして、1つ目の市場環境整備策、これは弊社が最初に述べさせていただいた1つ目の要素、つまり事業者がコントロール可能な範囲を超えるコスト増に対処する観点で事業者側に付与される新たな措置を指しております。

2つ目の需要家支援策は弊社が最初に述べさせていただいた2つ目の要素、つまりコスト増が発生した時にそれを支えるだけの需要家群の発掘は極めて難易度が高いことに対応する観点で、事業者ではなく需要家側に付与される新たな措置を指しております。

非常に多数の要望をここでは示していますが、時間の関係上数を絞って言及いたします。市場環境整備策としては、試運転電力の売電をご容認いただけぬものかと考えております。風車設置完了後、商業運転開始前の使用前自主検査や、風車の健全性を確認する連続運転試験などを実施する期間中、有価での売電を認めていただきたいと考えるものです。

また、港湾利用料減免もお願いしたいと考えております。現状は洋上風力拠点港としての整備費、これを同じ港を利用する他の風力発電事業者と出力量按分で負担する仕組みとなっておりますが、整備された港は他の用途にも利用可能でございまして、洋上風力発電事業者のみで負担するのは過大ではと考えている次第です。

需要家支援策としては、洋上風力発電由来の電力をオフテイクした需要家の方々の法人税を減免しないしは再エネ賦課金を免除する制度を提案させていただきます。需要家の皆さまが、洋上風力発電由来の電力をオフテイクするインセンティブを高めることが、非常に重要と考えるもので、ぜひご検討賜れればと存じます。ご静聴ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

ありがとうございます。続きまして、東京電力リニューアブルパワー株式会社さま、よ

ろしくお願ひします。

○東京電力リニューアブルパワー株式会社

東京電力リニューアブルパワー井上です。このような機会を頂きありがとうございます。弊社といたしましてはカーボンニュートラルの実現に向け、2030年までに早期に開発、運転開始される非化石電源は重要であると認識してございます。洋上風力発電事業者としてもぜひこれに貢献したいと考えています。そういった意味で洋上風力の過去入札の案件もその一つであると認識してございまして、何とかプロジェクトを推進したいという思いでご意見させていただければと思います。

まずは現状ですが、先ほどから各社の方が述べられていますがインフレ等の影響により想定を超える原材料費あるいは輸送費、人件費などの高騰により洋上風力の開発コストは足元で大きく上昇していると認識してございます。

また第1ラウンドの1.7GWの電源がコーポレートPPA市場に参入してくる可能性があるということを踏まえ、供給側の競合の増加という観点では後続ラウンドの事業者が当初想定していなかった状況が生じており、PPA交渉あるいは資金調達にも影響している状況でございます。またそれを踏まえ、オフティカーの方々へご提案できる価格というのも高値にならざるを得ないということで、オフティカーの方々も再エネを選択したいところなのですけれども、高いために選択できないということで、なかなか価格、契約期間に関する協議が難航している状況です。

こういった状況を踏まえましてさらなる事業環境の整備ということで、各社さまからもご意見出てございますが、需要家側の支援あるいは発電事業者側の支援、バックアップ策ということでご意見をさせていただきたいと思います。まず需要家側の支援といたしましては、再エネ賦課金の免除などを踏まえたインセンティブ、あるいはカーボンニュートラルの達成率に応じた次元的な法人税減免などの税制優遇等をご検討いただけないかということです。

また投資完遂のために固定資産の一部減免、加速償却といった税制優遇、あるいは過去入札時点へのさかのぼりも踏まえた価格調整スキームの導入、加えて発電課金免除の議論あるいは現在行われてございますが、海域占用期間の延長、加えて長期海域使用料、長期にわたり使用される港湾ですので、そういった意味で港湾使用料の減免といったところもご検討いただけないかというものです。

またバランシングコスト交付期間の延長ですか、借入金利の低減といった観点からGX補助金による債務保証のバックアップなどもご検討いただければということです。

最後に、バックアップ策としまして、それでも市場環境等の影響により想定していなかった、なかなか事業者のほうでそれを飲み込むことができないような場合には、バックアップ策として長期脱炭素オーケーションの上限価格の見直し等も含めた、投資回収の確実なバックアップ策のご検討というところもぜひお願いしたいと考えてございます。

こういったさらなる事業環境の整備をお願いさせていただくことで、ぜひともカーボン

ニュートラルの推進を私どもも進めたいと思ってございますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございます。ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

ありがとうございました。続きまして、戸田建設株式会社さま、よろしくお願ひします。

○戸田建設株式会社

戸田建設の原田と申します。本日は合同会議の席にて意見を述べさせていただく機会を頂き、誠にありがとうございます。再エネ海域利用法適合第1号、五島市沖洋上風力発電所のS P Cを構成する1社、第3ラウンドでは青森県日本海南側および山形県遊佐町沖に応募したコンソーシアムの1社として意見を述べさせていただきます。次お願ひします。

先生方もご存じのように、E E Zを含めた日本の洋上風力のポテンシャルは、国内一次エネルギーの1.8倍のポテンシャルがあるとされています。この資源を気候変動対策として活用すべく、当社は洋上風力の推進に努めてまいっております。次お願ひします。

2007年より浮体式洋上風力発電の開発に着手し、2013年、環境省事業にて五島市沖にて2MWの浮体式洋上風車を設置、実証運転を開始しました。2016年からはF I Tによる商用運転を開始し、現在も稼働中です。2021年に五島市沖洋上風力発電事業の事業者に選定していただき、当初の計画より2年遅れますが来年1月の運転開始を目指し工事を推進しております。次お願ひします。

国内の洋上風力発電にはさまざまな課題があると考えております、ここにその一部を書かせていただいております。本日はこのうち幾つかについて述べさせていただきます。

1点目、案件形成。洋上風力発電は今後コスト低減が見込まれる電源として再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされていますが、コスト低減のためには案件の規模および案件数の拡大が必須です。エネ庁、国交省の担当官の方々には大変お世話になり、また案件形成に対するご努力には頭の下がる思いがありますが、今後E E Zを含めた案件の拡大を考慮すると人員の不足感は否めず、継続的に活動できる第三者機関の設立が必要と考えております。

2つ目、J O G M E Cによるセントラル調査を推進していただいておりますが、ワインドファーム認証時に取得データが、どこまで有効なのかいまだはつきりしておりません。電力安全課にも入っていただき、整理をお願いしたいと思っております。

3つ目、近年の風車は30年以上の運用も可能となっており、海域占用期間の延長が当初より確実と認識できれば、同じ資本費でも事業者の努力によって事業性の改善が期待できます。しかしながら、現在の指針では期間終了時にしか判断していかないため、30年を前提とした計画とせざるを得ません。入札時点で判断できる条件の明確化をお願いします。

4つ目、入札の事業計画上の自由度の確保が必要と考えています。これについては後ほど述べます。次お願ひします。

5つ目、大規模洋上風力発電の導入には系統整備計画との整合性が必要と考えております。

す。次お願いします。

以上の問題意識を基に、今回の公募占用指針案につき意見を述べさせていただきます。価格と評価点。今回準プレミアム水準が設けられましたが、1kW14円は過去3年間の陸上風力プロファイル市場価格の平均値とされています。事業環境の異なる洋上風力に陸上プロファイルを適用するのは理にかなわないと考えております。洋上風力先進国のデンマークでも昨年のオークションで応札者が出なかったことを受け、2032年、2033年運開予定の計3GWの案件に対して111億ユーロ、約1兆8,000億円の予算をもってCfD制度が復活するとの報道がありました。黎明期にある国内の洋上風力に対しては多少の国民負担を容認していただき、ご支援をいただきたいと存じます。次お願いします。

価格調整スキームを導入することはありがたく存じますが、これをもって元々のリスクが低減されたわけではなく、想定IRRを下げる理由にはならないと考えております。民間企業の一般的な投資判断基準としても4～5%は低過ぎると考えております。海域占用期間の延長については先ほど述べたとおりです。次お願いします。

事業の柔軟性について。入札時に風車を含めたサプライヤーを選定せねばならず、変更是特別な理由がない限り認められません。事業者選定前はサプライヤーとしても複数の事業者候補に対応する必要があるため、その提案は概要とならざるを得ません。これをもって応募し、結果変更できない事業計画となることは大きな事業者負担となります。応募時の公募占用計画に記載した設備容量、運開時期、地域貢献策等の主要な計画が維持される限り、選定後の計画変更を認めていただきたいと存じます。次お願いします。

海域ごとに右の課題に記載しましたような個々の事情があります。事業者に厳しいスケジュールを課すのではなく、個々の海域で確実な開発が可能となる期間を標準として設定していただけるようお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○事務局（吉川室長）

ありがとうございます。続きまして、丸紅株式会社さま、よろしくお願いします。

○丸紅株式会社

丸紅の真鍋と申します。本日はこのような機会を頂きまして誠にありがとうございます。第3ラウンドの山形県遊佐町沖プロジェクトで事業者に選定されたコンソーシアムを代表して説明させていただきます。当社丸紅は福島や北九州での実証事業のほか、秋田県における商業ベースの洋上風力の開発、建設を指導してまいりまして、2年前、23年の1月に全面商業運転を達成した実績がございます。そうした開発から運営にわたる10年以上の経験を踏まえましても、現在の洋上風力市場を取り巻く環境は大変厳しいことから、本日は事業環境整備について数点要望させていただきます。

当社の資料では小項目として11点挙げさせていただいているが、時間の制約を鑑みて本日は6点説明させていただきます。1点目、上から1番目ですが、価格調整スキームのゼロプレミアム案件への対象拡大です。ゼロプレミアム案件は価格調整スキーム案の物価変動上限値を適用しても、基準価格は3円から3.8円になるだけであって、実質的に制度

の対象外となっております。ゼロプレミアム案件も等しく物価変動の多大な影響を受けておりますので、絶対値でのプレミアム支給とすることで、ゼロプレミアム案件も価格調整の対象としていただきたいと思います。

2点目、上から4つ目のポイントになります。持分譲渡制限の緩和でございます。公募時の評価対象企業が持分譲渡後も、建設管理や運転維持管理業務を行うことを条件に資本効率向上の観点で運転開始前は議決権の3分の2までの譲渡、運転開始以降は100%譲渡を認めていただきたいと思います。原則として公共の利益に一層の増進に寄与するという観点や、やむを得ない事情があったという要件を踏まえて慎重に判断されることになっていますが、緩和した条件を公募ガイドライン上に明確にしていただきたいと思います。米国など海外の入札では議決権の譲渡制限は基本的にはなく、海外からの投資家を日本に呼びこむ観点でも重要だと思います。

3点目、上から5番目のポイントですが、長期脱炭素電源オークションについてです。ゼロプレミアム案件についてバランスシングコスト相当分のFIP交付金を放棄する、つまりは固定費の二重回収を回避することを条件に長期脱炭素電源オークションへの参加を認めいただきたいと思います。既に、本年2月に容量市場への参加は承認されておりますが、長期脱炭素電源オークションへの参加はまだ認められておりません。長期脱炭素電源オークションの目的は投資回収の予見可能性を確保することで、脱炭素電源への新規投資を着実に促すことであり、洋上風力への電源投資の確実な完遂の観点では、単年度入札の容量市場より長期脱炭素電源オークションのほうが目的に整合すると考えております。

次に4点目、下から4つ目になりますが、オフティク、非化石価値取引市場の価格設定の見直しでございます。非化石価値取引市場における上限価格の撤廃と下限価格の引き上げを行っていただきたいと思います。需要家、オフティカーは長期CPPAの締結の必要性は理解しているのですけれども、この非化石証書を市場で現在非常に安価で調達できてしまうということから、洋上風力の電気の調達に二の足を踏んでいる状況でございます。これでは洋上風力の拡大につながらないと考えております。

次に5点目、下から3つ目のポイントになります。港湾整備費用の負担軽減です。これは他社さんからも同じような意見が出ておりましたが、基地港湾の貸付料の計算においては全額事業者負担ではなくて一部のみに低減できないか、ご検討いただきたいと考えております。海外の事例でも、洋上風力の基地港湾の整備費用を洋上風力事業者が負担するというのは、一般的ではないと考えております。

6点目、下から2番目になりますけれども、税金関連でございます。税金関連で再エネ固定資産税の軽減措置の延長を要望したいと思います。地方税法に基づく再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の軽減措置を、現在の3年間から延長して適用いただきたいと考えております。延長期間は10年から20年を希望いたします。

最後になりますが、他社の事例ではございますが英国では昨年9月のCfD入札、つまり価格入札を落札した欧州のオーステッドさんが落札してから、わずか8カ月である先月

に 2.4G W規模の案件の開発断念を発表しております。このように洋上風力は資材価格の高騰や金融コストの上昇、サプライチェーンの逼迫など、非常に厳しい市場環境にあります。国内ではまだ商業運転を実現したプロジェクトは2件しかなく、サプライチェーンはまだまだ未成熟であります。そういうことから欧州よりも比較すると大変厳しい状況にあります。

私どもも山形をはじめとする案件を確実に完遂するために、ぜひともこのような事業環境の整備についてご検討いただけますようよろしくお願ひいたします。当社の説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

ありがとうございました。それでは続きまして、三井不動産株式会社さま、よろしくお願いします。

○三井不動産株式会社

三井不動産の金谷です。本日はこのような機会を頂戴してありがとうございます。まず初めに当社グループの脱炭素化の状況について簡単にご説明申し上げますと、当社グループは2050年にネット・ゼロに向けた脱炭素行動計画というものを策定しております、この中で幾つかの重要施策を掲げております。

その中の3つでございますけれども、まず1つ目が当社自身の電力の需要家の立場としての電力のグリーン化があります。オフィスビル、商業施設、物流施設など多くのアセットを全国で管理運営しておりますために、それらの物件の電力のグリーン化を推し進めているところであります。

それから2つ目が当社グループのサプライチェーンのグリーン化で、当社物件の入居企業でありますテナント、住宅の購入者などにグリーン電力を供給するサービスを提供しております。

そして3つ目がこれらのグリーン化を支えるための太陽光発電であったり、まさに洋上風力発電などの再生可能エネルギーの安定的な確保が大変重要な施策と考えてございます。

このような当社グループの背景をご説明した上で当社グループとしての意見をお伝え申し上げますと、まず国からお示しいただきました公募占用指針改訂案における価格調整スキームでございます。昨今の激変する物価上昇への対応にはまだ十分ではなく、洋上風力事業者の事業リスクが多大であると考えてございます。現状の洋上風力発電におけるコーポレートPPAの単価は、太陽光、陸上風力等の他の再エネ電源に比べますと客観的にかなり高いということでございます。

また弊社はオフティカーとしての観点からも洋上風力発電事業を見ておりまして、現状市場価格とかなり乖離した洋上風力のコーポレートPPAの単価を今後20年間にわたって固定価格で契約することは、経済性の観点からも極めて厳しいと考えております。今後のカーボンニュートラルを推進する國の大方針の中、グリーン電力の主力となる洋上風力事業を将来的には国内産業の柱に育てるためには、ほかの再エネ電源との価格差を是正して

市場と乖離をしない価格になるための措置が必要と考えてございます。

次に、第4ラウンド以降の供給価格の評価についてですが、国からお示しいただきました資料では事業リスクの高い洋上風力事業の実態への対応がまだ十分ではないと危惧をしてございます。一般海域での洋上風力事業の実績がない中におきまして発電事業者が円滑に事業を推進するためには、国からのご支援が必要と考えます。つまり国が示す導入目標の2030年で1,000万kW、2040年で3,000～4,500万kWを達成するためには、第1～第3ラウンドよりも事業環境が厳しい案件におきましても事業化していくことが必要と思われ、国からのご支援が一層求められるものと考えております。

今後、洋上風力を主力電源として育てていくためにも、洋上風力事業が安定した事業として実績を積むまでは、供給価格評価の見直しはもとより逆行することとはなりますが、FITへの移行をする前に事業の安定化につながる単価設定を前提とした電力買い取り保証のあるFIT制度の導入についても、改めて再検討をお願いしたいと考えております。

最後になりますけれども、当社が調達するグリーン電力は弊社のサプライチェーンにおいて大きなウェートを占めるオフィスビル、商業施設などの入居企業に提供し、広くグリーン化を推進する責務が当社にはあると考えております。入居企業に賃貸借期間を通じて安定的にグリーン電力をお届けするために、洋上風力の大規模発電は是非とも必要であり、また国内の電力グリーン化をサプライチェーン全体で進めるためにも、自信を持って入居企業にお勧めできる市場性のあるグリーン電力の調達が可能となりますよう、ご高配を賜れれば幸いでございます。ご静聴ありがとうございました。当社からは以上でございます。

#### ○事務局（古川室長）

ありがとうございます。続きまして、村上胎内洋上風力発電株式会社さま、よろしくお願ひいたします。

#### ○村上胎内洋上風力発電株式会社

村上胎内洋上風力発電の前田と申します。本日はご説明の機会を頂きましてありがとうございます。それではご説明させていただきます。まず次のページご覧いただけますでしょうか。

初めに、村上胎内洋上風力発電株式会社について、簡単にご紹介させていただきます。こちらの会社は新潟県村上市および胎内市沖洋上風力事業を推進する事業会社、特別目的子会社になります。株主は代表企業であります三井物産株式会社とRWE Offshore Wind Japan 村上胎内株式会社、あと大阪ガス株式会社の3社になります。これら3社のご紹介は資料に記載のとおりですけれども、時間の都合上各社の説明は割愛させていただきます。それでは次のページお願ひいたします。

本日弊社からは公募占用指針改訂案に対する弊社の見解と、あと事業環境整備に向けた具体的施策のご提案の2点についてご説明させていただきます。まず1点として公募占用指針改訂案に対する弊社の見解をご説明申し上げます。

今般の公募占用指針改訂案について、弊社としておおむね異論はございません。ラウン

ド1事業者さまに認められることが明確化されましたFIP移行につきましては、冒頭の古川室長のご説明はじめ、本日皆さまからもご説明ありましたように、過去の国からのご説明や業界とのコミュニケーションが、不足したであろうことに起因する混乱があったものと認識しております。

一方で政府としてラウンド1のみならず、全ての洋上風力事業の完遂を支援されようとする姿勢は弊社としても大変歓迎するものであります、それらの一環としてラウンド1事業のFIP転を認めることにつきましても、理解はできるものと考えております。その他物価調整スキームの導入にも異論はございません。

しかしながら、いわゆるゼロプレミアム事業は物価調整スキームの裨益を実質的に受けられないこと、足元では想定を超えるレベルで事業環境が悪化していること、またFIP転によりますPPA市場への影響が想定されることなどから、各事業者が必死に取り組んでおります洋上風力事業の完遂に向けては、さらなる事業環境の整備が必要不可欠と認識しております。

事業者といたしましては、スケジュール上のさまざまな制約を抱えます中、事業環境整備の進展は待ったなしの状況でございまして、電源投資完遂に向けた具体的な議論を今後数カ月以内に進展させるべく、ぜひご支援ご協力をお願いできればと考えております。それでは次のページお願ひいたします。

続きまして、2点目として事業環境整備に向けた具体的施策について、弊社の意見をご説明させていただきます。昨年のワーキンググループでご議論いただきました、ゼロプレミアム案件の容量市場への参加可否のご検討をはじめといたしまして、さらなる事業環境整備の協議を推進していただいておりますことを、まず初めに感謝申し上げます。一方で、足元の事業環境悪化を踏まえますと、事業推進にはさらなる環境整備が必要不可欠と考えております。例といたしまして本日こちらに掲げました3点の施策案につきましても本審議会にてご検討いただけますと幸いです。

1点目は、海域占用許可の延長、更新に関する考え方の明確化です。具体的にいかなる条件を満たせば延長、更新が認められるのか、その定義を明確にしていただければというものですございます。2点目は、CPPAオフティカー向けの再エネ調達に対するインセンティブ措置です。3点目は、本日他社さまからもご指摘ありました容量市場の1つであります長期脱炭素電源オーバークションへの参加容認、以上3点になります。

この中で2点目のCPPAオフティカーの再エネ調達に対するインセンティブ措置ですが、この具体的施策につきましては次のページでご説明させていただきます。それでは次のページお願ひいたします。

CPPAオフティカーの再エネ調達に対するインセンティブ措置の具体案として、再エネ賦課金の減免制度についてご提案させていただきます。FITあるいはFIP制度の支援に伴い生じます費用は原則全ての電気利用者が再エネ賦課金との形で負担しておりますが、電力を多く消費する事業者の国際競争力の維持、強化の観点からも、現行制度では対

象事業者の電気の使用に係る電気使用量、売上高といった原単位の改善状況に応じて2割～8割の再エネ賦課金の減免が適用されております。

一方で、近年は脱炭素経営が求められ、再エネ調達が企業の競争力にも直結する時代となっております中、これらオフティカービジネスによる再エネ調達を後押しすることで本邦企業の国際競争力の維持、強化にも資するのではないかと考えております。従いまして現行の減免ルールを改定し、従来の電力を多く消費した事業者に加え、新規再エネのCPPA調達を通じて再エネ事業投資に貢献した企業も新たに対象として、高い減免率が適用されるような制度の導入を提案させていただければと思います。こうした施策を通じましてオフティカービジネスの再エネ調達を後押しすることで、洋上風力の事業環境整備にも資するものと考えております。

今ご覧いただいているページの下のほうに記載しておりますのは、左側が現行制度、右側がただ今ご説明申し上げたご提案内容になります。以上、簡単ですが弊社からのご説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

ありがとうございました。続きまして、株式会社ユーラスエナジーホールディングスさま、よろしくお願ひします。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス

ユーラスエナジーの和田と申します。聞こえておりますでしょうか。

○事務局（古川室長）

聞こえております。よろしくお願ひします。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス

ありがとうございます。本日はこのような機会を頂きまして、誠にありがとうございます。弊社の意見を述べさせていただきます。主に、主にというかファーストラウンドのFIP移行に関する意見でございます。1枚目お願ひいたします。

まず今回プロセスについてというところでのご意見を述べさせていただきます。1ポツ目ですね、今回のFIP移行に関しては31回合同会議で初めて公表されて、そこからすぐにパブリックコメントが開始されたということでございます。

2ポツ目ですけれども、われわれにとってこのFITからFIP制度への移行というのは公募の大前提の非常に大きな変更と、ルール変更と捉えておりまして、洋上風力に関する事業者全体と今後も丁寧な議論をしながら、進めていただければありがたいと思っております。

また3ポツ目ですけれども、今後の第4ラウンド以降についても、ルール変更等についてはパブコメを開始する前に、業界と丁寧なコミュニケーションをしていただければということを望んでおります。次のページお願ひします。

第1ラウンド入札に当たっての当社認識ということですけれども、ここは各社さん述べられているので細かいところは割愛しますが、要は五島のパブリックコメントですね、こ

ここでFIP制度へ移行することは想定しておりませんということを書いてあったので、われわれとしてはやはりこれはFIP移行はできないというのが認識でございました。ご説明を受けると、強制的にFITからFIPに変えるということをしないのだよというご説明だったということなのですけれども、そういうふうに書いていただければよかったですけれども、ここからは読めないと捉えております。

ですので、3ポツ目、一番下のところですけれども、FIP移行はできないというのが基本的には第1ラウンド参加者の共通認識であったのではないかと思慮します。もしここは皆さん実はばらばらでしたということですと、そもそも公平な入札が当時成立していないということになってしまいますので、この大きな前提是皆さん共通認識でFIP移行はできないということだったと捉えてございます。次のページお願ひします。

今回ファーストラウンド、FIP転換、FIP移行が可能となる場合の課題ということですけれども、今、1ポツ目ですね、申し上げたとおり、FIP移行はできないというのが共通認識だった中で、非常に低価格で入札した事業者さんが高得点を得て落札されたということは、皆さまご認識のとおりと思います。

2ポツ目ですけれども、そういった中で、今回元々の価格で事業を実施しないのであれば、そもそも高得点を受けた根拠というのが失われてしまうのではないかという可能性があると考えてございます。FITの価格もFIPの基準価格も同じ価格ということであれば、絶対水準としては国の見方としては変わるものではないんだよと、要は評価は変わるものではないんだよということではあるのかもしれないですけれども、やはり相対評価でしたので、このような条件であれば元々FITのあの価格でFITで出来る事業者さんと出来ない事業者さんがいて、そこで差がついたということだと思っておりますので、その評価の結果というのが変わってきてしまうのではないかと思っています。

少し繰り返しになりますが3点目ですね、ほかのもし、これはたらねの話なんですけれども、ほかの公募参加者さんが当時FIPへの移行が可能という条件で認識したのであれば、別の価格で入札したかもしれませんと、評価結果ですね、もし価格点が差がつかなければ非価格点のほうで実は結果は変わっていたというようなことが、当時の結果から見ても言えると考えてございます。次のページお願ひいたします。

最後ですね。当社意見でございます。繰り返しになってしまふんですけども、1ポツ目ですね、今回の公募占用指針の改訂は、われわれにとっては公募ルールの変更ということで捉えておりまして、今後も業界との丁寧な意見交換の継続をお願いしたいと考えてございます。

それと2ポツ目ですね、公平性の観点からいいますと、元々の前提で評価が差がついたということですので、第1ラウンドの事業者さんはFIT制度を前提として、事業を継続することが望ましいのではないかと考えてございます。

3点目、もしFIP制度へ移行ということであれば、公平性の観点からは再入札ということも検討されるべきではないかと思ってございます。

あと4点目は、少し補足ですけれども、もし今回FIP制度を前提として再入札ということになりますと、ゼロプレミアムで入札を行う事業者さんが出てくるのではないかと思いまして。そうすると結果として国民負担の軽減にもつながるのではないかと考えてございまして、急いで洋上風力を導入していきたいということは大事なことだと思うんですけども、国民負担とのバランスも考えながらというところで、ご議論いただければありがたいと思ってございます。以上、ご清聴ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

ありがとうございました。最後に、株式会社レノバさま、よろしくお願ひします。

○株式会社レノバ

株式会社レノバ、齋藤でございます。音声のほう大丈夫でしょうか。

○事務局（古川室長）

はい、聞こえております。よろしくお願ひします。

○株式会社レノバ

本日、このような大変貴重な機会を頂戴し、誠にありがとうございます。まず冒頭に弊社がこのたび意見を申し述べる背景についてご説明をさせていただきます。弊社は第1ラウンドの公募に参加し、これに敗退したことで個社といたしまして約40億円の損失を出すとともに、株主に対して大きな損失を与えてしまったという歴史がございます。弊社として意見を述べ政府の考え方をお伺いすることは、株主に対する説明責任が背景にありますことをご理解いただけますと幸いでございます。それでは弊社意見を述べさせていただきます。次のページお願いいいたします。

今回の第1ラウンド公募占用指針改訂案のFIP制度への移行を可能とする記載を中心に、私どもとして3点の懸念を抱いております。1つ目は、公募入札ルールの公平性、公正性の点で問題があるのではないか。2つ目は、検討プロセスが不透明だったのではないか。3つ目は、選定事業者の事業計画に大きな変更が生じた場合の対応について、でございます。それぞれの懸念の詳細について、続いてご説明いたします。次のページお願いいいたします。

まず1つ目の懸念につきましては、記載にございますように公募前のパブリックコメント公募後に弊社から政府に提出した確認書、当該資料の7ページ目に添付しておりますが、こちらにおいて本公募後はFIT認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中からFIP制度へ移行することは想定していない。本公募はFIT制度を前提とした公募であると、それぞれ回答を頂いております。なお前回の合同会議において、パブリックコメントへの当時の回答趣旨につきまして事務局のほうからご説明をいただきましたが、この趣旨をこの回答文から読み解くということは、当時も現在においても大変難しいと考えております。これらの状況からFIP制度への移行を可能とすることは、第1ラウンド公募ルールの前提条件との整合性がないと考えております。公平性、公正性の観点で大きく毀損することにつながるのではないかと危惧をしております。続いて次のページをお

願いいたします。

2つ目の懸念についてですが、FIP制度への移行を可能とすることは、事業者選定後3年以上が経過した前回の合同会議で突如公表され、大変驚いて受け止めたことを思い出しております。公募の公平性行、公正性という点で慎重な判断が必要となるルールの事後変更であれば、まさに今回の合同会議のような協議プロセスを当初から踏むべきだったのではないかと考えております。なお、弊社といたしましては事業者選定済みの公募に関わる公募ルールの事後変更、制度の遡及適用については原則的には認められるべきものではないと考えております。

続いて3つ目の懸念になります。選定事業者が公募時に評価された事業計画に大きな変更が生じた場合、公募評価時の定性評価、事業実施能力が意味を持たなくなり、事業者選定結果の有効性に疑義が生じる可能性があるのではないか。公募の定性評価の形骸化につながるのではないかということでございます。このようなことが生じないよう、仮に事業計画が大幅に変更となった場合の対応ルールの整備とルールの明確化、明示をすることが必要なのではないかと考えております。また公募選定時の事業計画が確実に実施されているかどうかを定期的にモニタリングしていく必要があるのではないかと考えております。

最後に総括として弊社意見3点を申し上げます。次のページお願ひいたします。

1点目でございます。FIP制度への移行を可能とすることは、公平性、公正性の観点で公募制度の信頼性を大きく毀損することにつながるのではないか。

2点目、公募制度の公平性、公正性の観点から、第1ラウンドにおいてはFIT制度での事業継続が困難であればFIP制度を前提とした新しい公募ルールで事業者選定を改めて実施することなどが検討されるべきではないのか。また公募ルールの事後変更、制度の遡及適用については原則認められるべきではないと考えておりますが、やむを得ない場合においては公平性、公正性の観点から公明正大な議論により、その妥当性について慎重に判断するべきなのではないか。

3点目、事業者選定の評価根拠である事業計画を大きく変更することは、公募の評点対象である以上認められるべきではなく、やむを得ない事情で大きな変更が生じた場合に当初の事業者選定結果の有効性が継続されるかどうか、慎重に判断なされるべきなのではないか。こういったことを行うことで公募参加者やサプライチェーン上の協力者、地域関係者にとっても透明性が高くなり、社会の安心感も高まるのではないかと考えております。

最後になりますが、再エネ主力電源化の切り札と位置付けられている洋上風力発電のさらなる普及拡大と、事業を支える地域の皆さまのご期待に応えるためには、公募制度の公平性、公正性、透明性の確保が不可欠であると認識をしております。洋上風力発電の普及拡大に向けた事業環境整備をどうぞ引き続きよろしくお願いします。当社の発言は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

皆さま、ありがとうございました。事業者ヒアリングに関しては以上になります。こち

らで山内座長にお返しいたします。

○山内座長

どうもありがとうございました。通常ここで委員の皆さんから事業者のご説明に対してご意見あるいはご質問を頂くというところであります。ちょっと時間がかなり大幅に過ぎていることもあります。議題がもう一つ残っていることもあり、公募占用指針改訂案については公募の公平性、信頼性と今後の洋上風力を進めていく上で重要なテーマということになりますので、ある意味では皆さんのご意見あるいはご質問というのは機会を十分に取る、時間を十分に取ってやる必要があると思っています。従いまして、これについては次回に十分な時間を持って議論させていただくということにさせていただこうと思います。

誠に恐縮でございますが、本日ご発表いただいた各団体あるいは企業の皆さんにおかれましても、次回の審議会での質疑に可能な限りご参加いただければと思っております。

次の議題の「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための更なる事業環境整備について」です。これは資料3ですが、これについて事務局からご説明お願ひいたします。

(2) 洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための更なる事業環境整備について

○事務局（古川室長）

かしこまりました。資料3をご覧ください。ページをおめくりいただきまして、簡潔にご説明申し上げます。今年2月に閣議決定した7次エネ基におきましても、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために必要な規律強化、環境整備を進めるとなってございます。これを具体化していくため、昨年度洋上風力発電の制度を見直して改訂をした公募制度の運用指針に続きまして、占用指針の改訂案についても検討を行ってきたところでございます。ただこれまでの見直しにとどまらず、公募の公平性を損なわないことを前提としてさらなる制度の在り方を検討していくとしたいと考えてございます。

その上で、どのような環境整備が考えられるか、下に検討項目の例をお示しをしておりますけれども、ローマ数字1で脱炭素電源が適切に評価されるための環境整備、ローマ数字2で電源投資に係る事業環境整備、3でその他。本日もさまざまご意見を頂戴いたしましたので、1、2に限らず今後ご議論いただければ幸いと考えてございます。私からは以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。本日は「公募占用指針改訂案について」、それから「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂するための更なる事業環境整備について」、この2つを事務局とそれから事業者の方からご説明いただいたという、そういう形になっておるわけであります。先ほども言いましたようにこの続きは次回時間を持って十分に議論させて

いただくのが適切ではないかと思います。それでは次回の進め方について事務局からご説明いただければと思います。

#### ○事務局（古川室長）

皆さま、ありがとうございました。まず冒頭、開始が遅れましたことを重ねておわび申し上げます。委員の皆さんにおかれましては、本日は事業者ヒアリングを踏まえたご質問、ご意見を頂く時間を設けられず、大変申し訳ありませんでした。次回ぜひお願ひできればと存じます。また、本日ご参加いただいた業界団体、事業者の皆さんにおかれましても、忌憚のないご意見を頂戴し、感謝を申し上げます。次回も委員の皆さんからのご質問等に対応いただくため、オブザーバーとしてご参加をいただければ幸いでございます。

最後に1点、ご報告になりますけれども、先ほど開かれた衆本会議におきまして、洋上風力の対象海域をE E Zまで拡大する再エネ海域利用法の改正法案が可決をいたしました。本法案は通常とは異なり参議院は既に通過をしておりますので、本日の採決でもって国会で成立をされたということでございます。この委員会の関係者の皆さんにおかれましても、この法案に関して大変なご協力をいただきました。改めて感謝を申し上げます。私からは以上でございます。

### 3. 閉会

#### ○山内座長

ありがとうございました。E E Zの法案も通ったということで、これからまた洋上風力の重要性がますます大きくなるということありますので、次回ですね、今日のいろいろなご説明を踏まえて十分なご議論をいただいて、われわれもいい方向に進めたいと思います。

それでは本日、以上をもちまして合同会議、閉会とさせていただきます。本日ご多忙中のところ、誠にご協力ありがとうございました。